No.20

スポーツ推進委員だより

エンジョイスポーツ

問い合わせ先
菊池市
スポーツ推進委員
協議会広報部
☎0968(25)7234

総会

4月11日、清流荘にて菊池市スポーツ推進委員の総会を行いました。「スポーツ振興法」から「スポーツ基本法」になって初めての総会です。本来なら任期途中なので辞令交付はないはずですが、新法になり名称も変わったということで、各委員が新しい辞令を頂きました。

法が変わって具体的にはどう変わっていくのか、まだ私たちには見えてきません。「体指（たいし）」と略していた名称もどうなるのか？　総会での話題も、そのあたりのことが多かったです。

総会

全国や県のスポーツ推進委員協議会などの動きを見ながら、歩調を合わせていくことになると思います。

また、職務については、「スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整の職務」が明記され、「企画・立案のコーディネーターとしての役割」が我々に強く求められています。その意味で、今年発足した総合型地域スポーツクラブがしっかりと軌道に乗るようサポートするのも、我々の大きな職務といえるでしょう。

新ユニフォーム

総会で、菊池市スポーツ推進委員全員で統一した服を作ることになりました。半袖のポロシャツで、今流行のゆるキャラ「くまモン」があしらわれています。

濃いピンクと、色鮮やかですので目立つと思います。このユニフォームを見かけたら、一声掛けてください。

新ユニフォーム

菊池〝ゆ〟ったりスポーツクラブ設立に関わって

坂田（さかた）はるみさん

去る3月18日菊池“ゆ”ったりスポーツクラブの設立総会が行われ、4月より活動を始めています。総合型地域スポーツクラブとして生まれたクラブの名前は、菊池温泉の「湯」と、気長にスポーツを楽しもうという「ゆったり」を掛けています。私は、設立準備委員として2年間活動してきました。毎月会議を行い、クラブの目標、理念などについて話し合ったり、スポーツに関する市民アンケート調査をして、実施する種目の検討も行いました。また、すでに実施されているクラブへ出向いて研修も行いました。

スポーツ推進委員を中心に活動を始めて3カ月が過ぎました。現在、教室を6講座、サークル活動を5種目行っています。会員数は目標の半分足らずです。まだまだ周知不足のようです。もっと会員を増やす努力と工夫をしていかなければならないと思っています。会員が増えると講座やサークルも増えて、クラブの魅力も増すと思います。皆さん、“ゆ”ったりスポーツクラブの会員になって、運動不足を解消しませんか？

運動能力アップを図るジュニアの講座では、日体協の資格を持った講師が指導しています。無料体験実施中！参加お待ちしています。

ニュースポーツ紹介　バッゴー

約15チセン角のビーンバッグを、傾斜したボードに向かってアンダースローで投げ、得点を競うゲームです。

バッゴー

台上にビーンバッグが乗れば1点、ホールに入れば3点となります。また、競技に男女差、年齢差などがほとんどないのも魅力です。ボード間の距離を調節することによって、まさにバリアフリーのゲームとなります。

スポーツイベントのコーナー競技だけでなく、高齢者スポーツ、パーティーゲームなど幅広い用途に対応できるお勧めの競技です。

委員のつぶやき

50歳を過ぎて仲間とマラソンに初挑戦した沖縄。練習はつらいけれど、完走した充実感や、仲間と囲む名物料理やビールは最高だね。スポーツ推進委員をしていると、大会の運営や地元の盛り上がりなどが気になる。地域と行政が一体感のある大会は、走っていても楽しくて不思議に疲れないのだ。人気のある大会には、遠方でも参加してみたい。熊本城マラソンに参加費1万円を出費したが、2回目も走りたいと思える大会となった。

ジョギングは、1番手軽にできる運動だ。目標は「ピンピンコロリ」の人生。楽しみながらの体力作りには、時間も経費も要らないかも・・・。

（M・N）

平成24年度　国民健康保険税

問い合わせ先　税務課　☎0968（25）7206

国民健康保険税（国保税）は、皆さんが病気やけがなどで保険証を使って病院にかかるときに必要な医療費の大切な財源となっています。

国保税は、国保加入者につき算定した医療給付費分の保険税（以下「医療分」）と後期高齢者支援金分の保険税（以下「支援金分」）、そして国保加入者のうち40歳から64歳の人（以下「第2号被保険者」）につき算定した介護納付金分の保険税（以下「介護分」）の合算額となります。

納税義務者

国保税の納税義務者は世帯主になります。加入者一人一人が納税義務者になるのではありません。世帯主が国保の加入者でない場合でも家族の中に国保の加入者がいる場合は、納税の義務を負うことになります。

納税通知書などは全て、世帯主宛てに届きます。

平成24年度の税率

平成24年度の税率などは表1のとおりです。昨年度からの税率などの変更はありません。

（表1）税額＝医療分＋支援金分＋介護分（40歳～64歳）

区　分	医療分	支援金分	介護分
所得割（前年中の所得に応じて）	8.0%	2.5%	2.0%
均等割（加入者1人当たり）	28,000円	7,800円	10,000円
平等割（1世帯当たり）	25,000円	7,500円	7,000円
課税限度額	510,000円	14,000円	120,000円

軽減適用

所得が一定基準以下の場合、医療分と介護分の均等割、平等割についてのみ、7割・5割・2割の軽減措置があります。ただし、所得申告がされていない場合は、軽減の対象になりませんのでご注意ください。

7割軽減

国保加入者全員（擬制世帯主を含む）および特定同一世帯所属者の所得の合計が、33万円以下の世帯

5割軽減

国保加入者全員（擬制世帯主を含む）および特定同一世帯所属者の所得の合計が、33万円＋24万5千円×世帯主を除く国保加入者数の人数以下の世帯

2割軽減

国保加入者全員（擬制世帯主を含む）および特定同一世帯所属者の所得の合計が、33万円＋35万円×擬制世帯主を除く国保加入者数の人数以下の世帯

非自発的失業者に対する国民健康保険税の軽減

倒産・解雇・雇い止めなど、非自発的な理由によって離職された人は国保税が軽減される制度がありますので、税務課までお尋ねください。

対象者

次の要件の全てに該当する人が対象になります。

・平成21年3月31日以降に離職した人

・雇用保険の「特定受給資格者」、または「特定理由離職者」

・ハローワークが交付した「雇用保険受給資格者証」（離職コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれかに該当していること）をお持ちの人・離職日時点で65歳未満の人

※「雇用保険特例受給資格者証」や「雇用保険高年齢受給資格者証」をお持ちの人は対象になりません。

軽減内容

非自発的失業者本人の前年の給与所得を100分の30として国民健康保険税を算定します。

※前年中の所得が確定していない場合は軽減ができません。

申告が済んでいない人は、税務署への確定申告書の提出、または市への市県民税申告書を提出してください。

軽減期間

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの期間です。

（例：平成24年3月31日に離職した場合は、平成24年4月から平成26年3月31日まで）

※職場の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

申請方法

持参するもの

・「雇用保険受給資格者証」

・印かん

申請場所

・税務課

・各総合支所市民税務係

国民健康保険税の納期限

普通徴収（納付書または口座振替）の人は、年間の税額を8期に分けて支払っていただきます。

7月に納税通知書を送ります。納付書で納める人には、1年間分の納付書をまとめて送付しますので、納期ごとにお支払いください。口座振替の人は毎月25日ごろ口座から引き落としがあります。

特別徴収（年金天引き）の人（65歳以上75歳未満のみの世帯で一定の条件を満たす人）は、年金より天引きとなりますが、申し出により普通徴収（口座振替）への変更もできます。

普通徴収の人の納期

納期限			
第1期	7月31日（火）	第5期	11月30日（金）
第2期	8月31日（金）	第6期	12月25日（火）
第3期	10月1日（月）	第7期	平成25年1月31日（木）
第4期	10月31日（水）	第8期	2月28日（木）

特別徴収の人の納期

納期限			
仮徴収	4月	徴収	10月
	6月		12月
	8月		平成25年2月